

○大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的事情により、速やかに妊娠判定検査を受診できない者に対して、その受診に要する費用を助成することにより、早期の妊娠の届出を勧奨し、母体と胎児の健康の保持及び増進に資するため、予算の範囲内において交付する大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊娠期 妊娠中の期間をいう。
- (2) 育児期 育児中の期間をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日及び受診日において本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、妊娠判定を受けることが必要と認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者の当該年度の市町村民税（当該年度の市町村民税が確定していない場合は、前年度の市町村民税）が非課税である世帯に属する者
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者である世帯に属する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 補助対象者は、妊娠期から育児期に必要な支援を受けることに同意するものとする。

(補助の対象及び補助限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が医療機関において保険外診療で行った妊娠判定に要する問診及び診察、超音波検査及び尿検査（以下「妊娠判定検査」という。）に係る費用とする。

2 補助金の額は、前項に規定する受診項目に係る費用の自己負担相当額とし、1回の妊娠に係る判定につき10,000円を限度とする。

(対象回数)

第5条 同一の補助対象者に対する補助は、同一年度につき2回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない

らない。この場合において、本事業に必要な情報を妊娠判定検査実施医療機関（以下「医療機関」という。）に提供すること及び市が補助金の交付を受けようとする者の属する世帯の課税状況について調査を行うことに同意しなければならない。

2 前項の規定による申請は、補助対象者又は補助対象者を扶養する同一世帯に属する者（以下「申請者」という。）が行うことができる。

3 市長は、他市町村からの転入等により補助対象者の属する世帯の課税状況の把握が困難なときは、申請書に課税状況を記載した証明書の添付を求めることができる。

4 申請書は、補助対象者が妊娠判定検査を受診する前に市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）又は大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（妊娠判定検査の受診）

第8条 補助を受けて妊娠判定検査を受けようとする者は、決定通知書を医療機関に提示し、妊娠判定検査を受診するものとする。ただし、第6条第4項の規定により市長が必要と認める場合は、医療機関への決定通知書の提示を省略することができる。

2 医療機関は、前項の受診の結果を大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診結果報告書（第4号様式。以下「結果報告書」という。）により作成するものとする。

（実績報告）

第9条 第7条の規定により交付の決定を受けた補助対象者は、医療機関で妊娠判定検査を受診した年度の末日までに、大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金実績報告書兼請求書（第5号様式）に、医療機関が発行する領収書（原本に限る。）及び医療機関が記載した結果報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 医療機関が記載した妊娠届出書により妊娠判定検査を受診したことが確認できる場合は、前項の結果報告書の提出を省略することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の実績報告書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金確定通知書（第6号様式）により通知し、補助金を支払うものとする。

（請求等の委任）

第11条 申請者は、別表に定める医療機関に限り、委任状により補助金の請求及び受領を当該医療機関に委任することができる。

2 前項の規定による委任を受けた医療機関は、妊娠判定検査を完了した日の年度の末日までに、大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金実績報告書兼請求書及び医療機関が記載した結果報告書を市長へ提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、第7条の規定による決定を取り消し、補助金を返還させるものとする。

(事後指導)

第13条 市長は、医療機関及び必要な連携機関とともに、必要に応じて補助対象者に保健指導及び支援を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定による交付の決定を受けた者については、この要綱の失効後も、この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

医療機関
医療法人 広川レディースクリニック
医療法人慧成会 産院いしがせの森